

県南広域振興局長告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年5月27日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0331530600	中島 浩	なかじま歯科クリニック	奥州市水沢区字高網25番	平成26年4月11日

2 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0331530600	中島 浩	なかじま歯科クリニック	奥州市水沢区字高網25番	平成26年4月11日

3 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0331530600	中島 浩	なかじま歯科クリニック	奥州市水沢区字高網25番	平成26年4月11日

4 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0331530600	中島 浩	なかじま歯科クリニック	奥州市水沢区字高網25番	平成26年4月11日